主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人黒坂一男の上告趣意第一点について。

所論は憲法違反をいうけれども、実質は単なる法令違反の主張であつて、刑訴四 ○五条の上告理由に当らない。そして物品税法─八条─項─号は、政府に申告しな いで同号所定の物品を製造した者はこれを処罰する旨規定している。これ同条は、 無申告で同号所定の物品を製造したということによつて当然納税義務の不履行が伴 うものとみて、課税物品の移出を待つまでもなく無申告製造の事実そのものを捉え て処罰しようとの法意に外ならない。(昭和二六年(あ)第五九二号昭和三一年三 月二〇日第三小法廷判決参照)。故に罰金額につき同条二項を適用して情状により 五〇万円を超える金額を科するにあたつても、無申告で製造した物品の価格又は数 量を基準として物品税相当額を算定すれば足り、進んでその物品が製造場より移出 せられたこと及びその際における価格又は数量を確定しなければならないというも のではない。しかしながら、本件第一審判決判示第一の事実(ズルチンの無申告製 造)に適用せられた物品税法一七条ノ三〔昭和二三年七月七日法律一〇七号(即日 施行)をもつて追加・昭和二四年一二月二七日法律二八六号(昭和二五年一月一日 施行)をもつて削除〕は、一項において無申告製造犯を一〇万円以下の罰金に処す る旨規定し、二項において「前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情状ニ因り五年以下ノ懲役若 八……製造場ヨリ移出シタル……物品二対スル物品税十倍二相当スル金額カ十万円 ヲ超ユルトキハ十万円ヲ超エ其ノ物品税十倍以下ニ相当スル罰金ニ処シ又ハ懲役及 罰金ヲ併科スルコトヲ得」と規定しているのであるから、右判示第一の事実につき 同条を適用して一〇万円を超える罰金を科するには、無申告で製造した物品を製造 場より移出したこと及びその数量を確定しもつて物品税一○倍に相当する金額が一

○万円を超えること及びその物品税一○倍の金額が幾何かを算定しその範囲内において罰金額を量定しなければならない筋合である。しかしながらこれらの事実は無申告製造犯の構成要件ではなく従つて必ずしもこれを判文に明示しなければならないものではないのであつて記録上これを認めえられれば足るものと解すべきところ、被告人Aの大蔵事務官に対する各質問顛末書及び同人の検察官に対する第二回供述調書の各記載によれば、右製造にかかる物品は総量をその都度出荷して移出したことが認められ、しかも前示金額の範囲内において罰金一○○万円が量定せられているのであるから、右第一審判決は正当であり、これを維持した原判決には所論の違法があるとはいえない。

同第二点について。

所論は事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三一年六月五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判	官	本	村	善太	郎
裁判	官	島			保
裁判	官	河	村	又	介
裁判	官	小	林	俊	Ξ
裁判	官	垂	水	克	己